

熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成27年6月16日(火) 午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 1301会議室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 孫委員 徳村委員 浪本委員

実施機関 熊本県総務部管財課 池田審議員 澤田参事 梶原技師

事務局 県政情報文書課 田原課長 守屋課長補佐 永田主幹 山富主事

※ 取材あり

4 議事等

(1) 会長選任

(2) 会長職務代理者の指名

(3) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取
(防犯カメラ等による個人情報の収集)

(4) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

(5) その他報告事項

5 審議内容

(1) 会長選任

(委員の互選により、衛藤委員を会長に選任)

(2) 会長職務代理者の指名

会 長 第7期に引き続き、皆様の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。

審議に先立ちまして、熊本県個人情報保護制度審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長職務代理者の指名を行います。

本日は御欠席されていますが、澤田委員をお願いしたいと考えております。各委員の皆様、よろしいでしょうか。

各委員 (了承)

会 長 それでは、澤田委員をお願いしたいと思います。

続いて、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次のとおり予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

①条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集について(防犯カメラにより個人情報を収集する事務)

②熊本県個人情報保護条例の一部改正について

その後、平成26年度の個人情報保護制度の運用状況について、御報告させていただきます。以上でございます。

会 長 その他、事務局から何かございますか。

事務局 配付資料の確認をさせていただきます。
 <資料確認>

(3) 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

会 長 それでは、審議に移りたいと思います。
 まず、知事から諮問がありました「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」について、審議を行います。
 審議に先立ち、条例第7条第3項第8号により例外的に本人以外から個人情報を収集する場合の考え方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 <熊本県個人情報保護条例解釈運用基準により概要説明>

会 長 ただ今の事務局からの説明を受けて、御質問等ございますか。

各委員 (質問等なし)

会 長 それでは、実施機関からの説明をお願いします。

管財課 <資料1により説明>

会 長 もともと34台については、当審議会の答申を得ており、行政棟新館が8台設置だったものを、4台増やして、12台とするというのが、本件の趣旨ということによろしいですか。

管財課 そうでございます。

会 長 ただ今の実施機関からの説明について、御意見、御質問等ございますか。

金澤委員 今回初めて参加するものですから、前回の事情が分からないのですけれども、今回、御説明を受けた4台については、確かに必要であると感じますが、前回の諮問の際に、この4台について諮問されなかったのはなぜですか。

管財課 はっきり申し上げますと、予算の範囲内で、最大限必要な数だけをとということで、この34台については絶対に必要であると判断し、設置を考えておりました。しかし、設計の段階で、この4台についても、やはり必要であり、予算についても、以前利用していた回線を利用する等、予算範囲内で対応が可能であったため、今回諮問を行ったところでございます。

会 長 今後、設置する必要性のある場所があれば、また諮問することとなるのでしょうか。

管財課 運用していく中で、問題が生じれば、追加等も検討することとなると思います。現状としては、これで主な出入口はカバーできていると考えております。

金澤委員 現状に合わせて、設置場所を変更することもあり得るということですか。台数はこのままであるけれども、移動させるというような。

管財課 よりそちらの方が効果的であると判断した場合は、そうなると思います。

会 長 他に御質問等ございませんか。
それでは、実施機関から諮問があった、防犯カメラの設置に係る本案件については、適当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、本案件については、承認することといたします。
具体的な答申文については、会長に一任していただくこととしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、答申文の詳細については、私と事務局で調整させていただきます。
実施機関の皆様は、退室されて結構でございます。

(4) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

会 長 引き続きまして、熊本県個人情報保護条例の一部改正について、審議を行いたいと思います。まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 資料により御説明させていただきます。
(資料2より説明)

会 長 まず、資料2-2の見方についてですが、条文が四角で囲まれており、その上部に米印で記載されているのが、当該部分の改正内容ということよろしいですか。そして、下線部で示されている部分が、その対象となる部分であると。

事務局 そうでございます。

会 長 本日の熊本日日新聞であったと思いますが、パブリック・コメントの記事が掲載されていましたが、このことでしょうか。

事務局 あちらの記事は、県税システムの全項目評価書に係るパブリック・コメントについてのものでございます。当該評価書については、パブリック・コメント終了後、本審議会において御審議をいただく予定でございます。

会 長 今後のスケジュールについて再度の確認ですが、まず、本日6月16日の審議会において、番号法との整合性を図るための条例改正について、意見聴取を行い、次回7月27日の審議会において、条例改正についての諮問を行い、当審議会から答申を出すこととなるとのことでした。

では、先ほどの事務局からの説明を受けて、御質問、御意見等ございますか。

会 長 具体的な改正条例の文案は、いつ頃できあがるのでしょうか。

事務局 具体的な文言については、法制担当班との調整を行いながら、最終的に、来月の諮問に向けて準備を行いたいと考えております。

金澤委員 「情報提供等記録」というものが出てきまして、あまりイメージができなかったのですが、どのようなものなのでしょうか。

事務局 資料2-3が改正に係る番号法の条文の抜粋となりますが、3ページに情報提供等記録についての規定がございます。

番号制度においては、個人番号を含む情報を、他の都道府県や他の市町村に対して、情報照会及び提供というやりとりを行う際に、情報提供ネットワークシステムを介してやりとりをする仕組みとなっております。番号法第23条第2項に「情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し」とありますが、この電子計算機というのが、情報提供ネットワークシステムの一つ手前にある「中間サーバー」となります。そこに提供等のやりとりの記録を残すこととなっております、その記録が「情報提供等記録」と定義されております。

金澤委員 その情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないというのは、どういうことでしょうか。

事務局 情報のやりとりの記録は、中間サーバーに自動的に記録されるものであるため、他機関が開示決定等を行う必要性のある場合が想定されないという趣旨でございます。

徳村委員 確認してもよろしいでしょうか。つまりそれは、記録を保管する機能であるから、もともと開示する役割が全くないため、その必要がないという理解でよろしいですか。

事務局 その記録に対しての開示請求自体は、行われることとなります。請求を受けた場合、その情報を照会した者又は提供した者が、中間サーバーから記録を引き出して、開示決定等を行うこととなりますが、その照会又は提供をした者以外が決定を行う必要性が想定されないということです。

徳村委員 分かりました。しかし、金澤委員がおっしゃるとおり、イメージがわからないため、非常に分かりづらいところがあります。図のようなものがあれば、よいのでしょうか。この情報がここを流れて、この規定は、この部分について述べているというようなことが分かるような図がほしいところです。

金澤委員 特に、私たちは初めて審議に参加しておりますので、使用される文言が難しくて。

徳村委員 どういうシステムであるかが理解できておりませんので、文面だけだと、理解ができ

ない。県民の方々はなおさらそうであると思います。これだけでは、何を言っているのか分からないのではないのでしょうか。そのような状態で、「これでよいか」と問われても、答えようがないのではないかと思います。

会 長 参考図といますか、情報がどのように流れているのかという図がほしいと。

金澤委員 特に、条例や法律といったものは、専門用語で書いてありますから、余計に分かりづらいのだと思います。条例の文言としては、これでよいのだと思いますが、意見を述べるための参考資料として、図のようなものがあれば、どこに問題がありそうかということも分かるのではないかと思います。

徳村委員 言葉もそうですが、システム自体も大変難しいので、そこが分かるようなものがあれば、助かります。

会 長 そのような図が、何かありますでしょうか。

事務局 システム等の所管課が別にございますので、そちらに確認をしたいと思います。

会 長 私の手元に、特定個人情報保護評価書があるのですが、この中に、かなり詳細なものですが、情報の流れを示した図があります。少なくとも、今回の改正に係る条例と番号法の規定に関係する全体像が分かるような図があればよいのではないのでしょうか。

徳村委員 パブリック・コメントを求める際も、同様だと思います。

会 長 おそらく、改正の趣旨や目的については問題ないと思いますが、どのようなものなのかという説明が必要ではないかと思います。最近、個人情報の漏えい等が非常に大きな問題となっておりますし、行政機関が取り扱うものであれば、全県民の情報を持っていることとなりますので、今申し上げたように、条例や法律等によって、個人情報がこのように取り扱われることとなるのだということが分かるようにしていただきたいなど。

私自身、文章は理解できるのですが、では具体的にどのようなものかと言われると、なかなか理解が難しいという気がいたしますので、お二人の委員から御意見があったように、図の作成をお願いできればと思います。

他に何か御意見等ありますでしょうか。孫委員、いかがでしょう。

孫委員 情報提供等記録についてですが、これは、セキュリティのことです。番号制度における情報のやりとりはデータベース上のものですから、通常、電話等ですと、やりとりの記録は残りませんが、データベースの場合は、アクセスした記録などが必ず残されていくこととなります。すると、いつ、だれが、どこに情報を提供したかをずっと残していくこととなり、万が一、流出等が発生した場合に、ログファイルを探することで、どこから漏れたのかが分かります。通常、この記録は公開されず、管理者のみが見ることとなります。先ほど審議を行った監視カメラと同じような機能です。何も問題がなければ、記録されるだけとなります。今まで、このようなシステムのアクセスの記録を保存することは必須ではなく、漏れも多いものでしたが、必要な機能であると考えます。

ただし、一つポイントとなるのが、記録を保存する期間です。法の規定にもあるように、記録を永遠に残していくわけではなく、例えば一年間など、期限を区切って保存すると、遡ることができるのはそこまでとなってしまいます。なるべく長く保存する方が

よいとは考えますが。システム等を作成する側からの意見を述べさせていただきました。

会 長 他に、浪本委員いかがでしょう。

浪本委員 スケジュールと関係するかもしれませんが、改正後の条文、素案については、次回の審議会開催前にわれわれに示していただくと、こちらの方でも番号法と見比べたりしながら、当日、より充実した審議が行えるのではないかと思います。

会 長 もう素案の作成はされているのではないかと思います、いかがでしょう。

事務局 現在協議中であり、まだ固まっておりませんが、次回審議会までに、事前にお示したいと思います。

会 長 それでは、個人情報保護条例の一部改正については、第1回目ということで、概要を説明いただき、また、いくつかの意見も出されましたので、御検討いただければと思います。

(5) その他報告事項

会 長 では続いて、報告事項について、事務局からお願いいたします。

事務局 平成26年度の個人情報保護制度の運用状況について、御報告させていただきます。
〈資料3により報告〉

会 長 口頭による開示請求というのは、大変件数が多いんですね。

事務局 内訳としましては、特に、警察本部長における運転免許試験に関する開示件数が特に多くなっております。

会 長 また、個人情報に関する請求としては、訂正や利用停止に関する請求もあるけれども、実績としては0件であったと。

事務局 ここ数年、0件で推移しております。

会 長 他に御意見等ございませんでしょうか。

各委員 (意見等なし)

会 長 それでは、次回の審議会について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事前の日程調整の結果、7月27日(月)午前10時からを予定しておりますので、御確認をお願いいたします。また、併せて、年間のスケジュールについても御説明させていただきます。

〈年間スケジュールの説明〉

会 長

それでは、本日の審議会は、これをもって終了します。